

## 那覇市真和志複合施設建設委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市真和志複合施設建設委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (担当事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、真和志複合施設の建設に係る基本計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 真和志地区関係団体に所属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了し、答申するまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

### (関係職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。